

準備書面（14）

2009（平成21）年1月14日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新一
同	南雲	芳夫
同	野本	夏生
同	小林	哲彦

ほか

記

原告らは、被告の平成21年1月14日付け準備書面（16）のうち、国土交通省による利水安全度1/10の設定根拠について述べている箇所（「3 利水安全度に関する被告の新たな主張に対する反論について」中、12頁21～25行）に関し、以下のとおり、釈明を求める。

1. 被告は、「利水安全度を1/10とすると利根川・荒川水系からの供給可能量が大幅に減る」との国交省の説明には科学的・合理的な根拠がないとする原告の主張について、この論点に関しては、「利水安全度の設定に用いた栗橋地点の確保流量等の設定根拠が争点と考えられる」とした上で、河川管理者である国土交

通省関東地方整備局に意見照会を行っており、その回答が届きしだい、それを元に反論を行うとしている。

本来、このような検証は、フルプランにおいて新たな利水安全度1/10に基づく供給目標が示された段階で速やかに行われるべきものであり、これまで見過ごされてきたことは遺憾であるが、今回、独自に国土交通省に対し意見照会を行ったという被告の姿勢は、原告としても評価し得るものと受け止めている。

2、しかしながら、国土交通省が行った利根川・荒川水系からの供給可能量についての計算結果の合理性を検証するには、原告が調査嘱託において求めた様々なデータの提出が必須、不可欠となるところ、本年1月7日付けの調査嘱託に対する国土交通省からの回答では、各利水基準点ごとのデータが明らかにされず、その結果、供給可能量の計算過程において上中流における都市用水・農業用水の還元がどのように扱われているかを確認することができず、計算結果の合理性を検証することも不可能な状態となっている。

そこで、被告が行っている国土交通省に対する意見照会に関し、以下の点を説明していただきたい。

(1) 意見照会を行った時期

(2) 照会を求めている事項の中に「開発水量を段階的に削減した場合における各利水基準点における流量の計算結果」など上中流における都市用水・農業用水の還元がどのように扱われているかを検証するためのデータは含まれているか。

※ 差し支えなければ、意見照会を求めた文書を乙号証として提出していただきたい。

以上